

秘書課
印務

最高裁秘書第3574号

平成29年8月22日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書開示通知書

7月25日付け（同月26日受付、最高裁秘書第3345号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

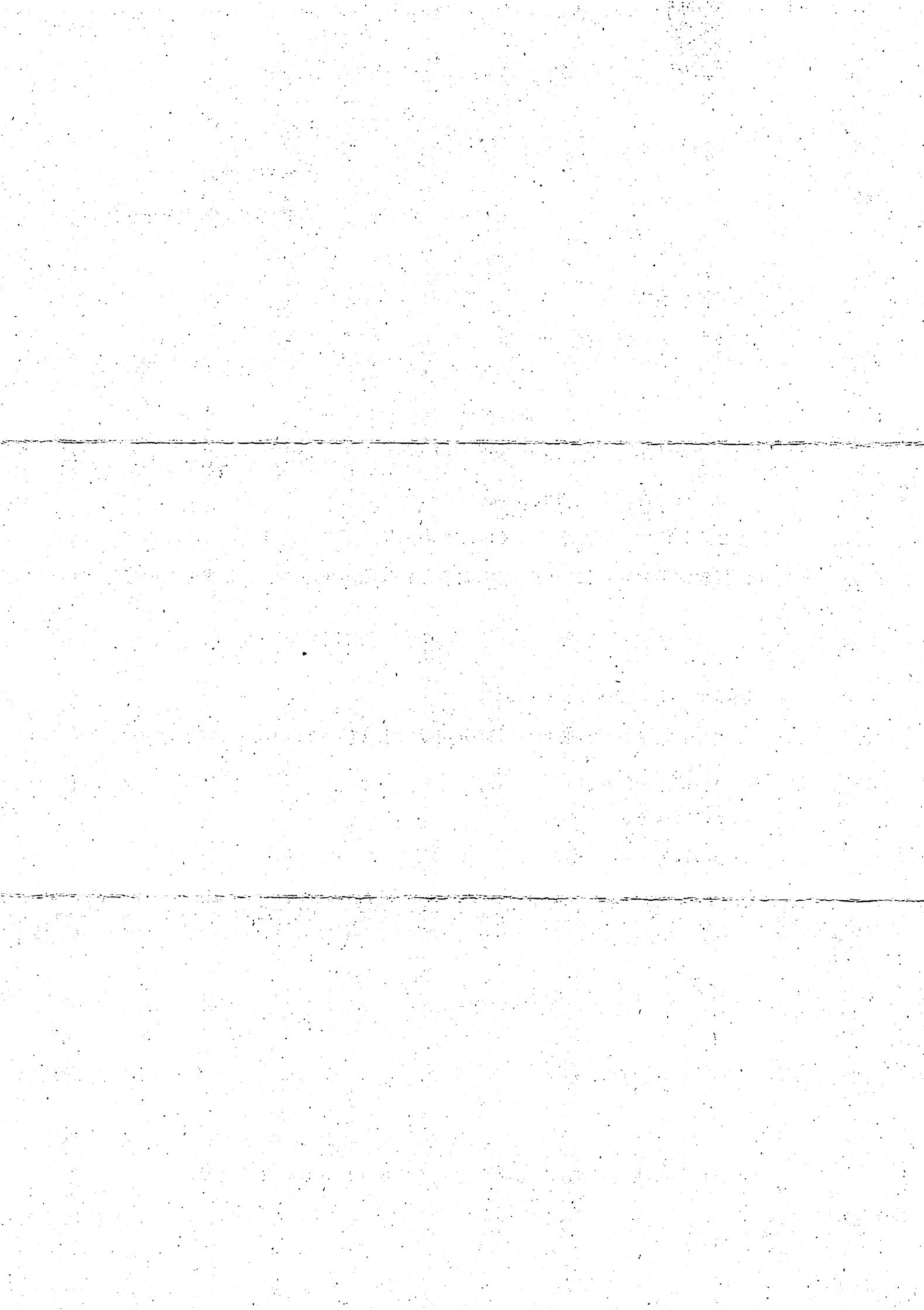
1 開示する司法行政文書の名称等

平成29年7月19日付け「選挙無効請求事件（参議院議員定数訴訟）について」（片面で1枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

（担当）秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）



選挙無効請求事件（参議院議員定数訴訟）について

事案の概要等

- 平成28年7月10日に施行された参議院議員通常選挙（本件選挙）について、公職選挙法所定の参議院（選挙区選出）議員の定数配分規定は議員定数を人口に比例して配分していない点において憲法に違反し無効であるから、これに基づき施行された本件選挙も無効であるとして、各選挙区の選挙人らが提起した選挙無効訴訟である。本件選挙当時、選挙区間における議員1人当たりの選挙人数の最大較差は3.08倍であった。2つのグループにより全国の高裁本庁・支部に提起された合計16件が大法廷で審理されている。
- 参議院議員の選挙における投票価値の平等を問題とするいわゆる定数訴訟は、昭和37年選挙の時代から提起され、各選挙当時の定数配分規定はいずれも合憲であるとされてきた。平成24年及び平成26年の各大法廷判決は、平成22年及び平成25年の各選挙当時、選挙区間における投票価値の不均衡は違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態（違憲状態）に至っていたが、各選挙までの間に是正がされなかつたことが国会の裁量権の限界を超えるものとはいえないとして、各選挙当時の定数配分規定を合憲であると判断している。

争点及び原判決

- 本件選挙は、公職選挙法の一部改正（平成27年11月5日施行）後の定数配分規定の下で初めて施行された参議院議員通常選挙であるところ、この一部改正法は、参議院選挙区選出議員の選挙区及び定数について、宮城県、新潟県及び長野県の定数を2人ずつ減員するとともに、鳥取県及び島根県、徳島県及び高知県をそれぞれ合区し、定数2人の選挙区とし、北海道、東京都、愛知県、兵庫県及び福岡県の定数を2人ずつ増員すること（4県2合区を含む10増10減）などを内容とするものである。この訴訟では、投票価値の平等の観点から同改正法の定数配分規定の憲法適合性が争われている。
- 原判決は、いずれも請求棄却判決であるが、16件のうち10件では、本件選挙について違憲状態が生じていたが、その是正がされなかつたことが国会の裁量権の限界を超えるとはいえないとの判断がされており、6件では、違憲状態が生じていたとはいえないとの判断がされている。